

書評報告 1

曾田三郎『中華民国の誕生と大正初期の日本人』

をどのように受け止めるべきか

学習院大学 千葉 功

ご紹介に預かりました千葉と申します。普段は日本近現代史を勉強していきまして、一応外交らしきものやっていますのですけれども、最初から言訳ですが、外国語が出来ない外交史という、ほとんど形容矛盾なことをやっております、日本語の史料でできることをやっております。布川先生から、この本の書評をやらないかというお話を受けた際に、もともと曾田先生の本を読まなければいけないと思っておりましたので、勉強になるというわけで引き受けてしまったわけですが、読み終わりました、結局内容が詰まった本を読むだけで精いっぱいになりまして、ほとんど内容の要約で終わると思います。これで宿泊費と旅費を出していただくというのも申し訳ないのですけれども、早く終わらせて次の方にバトンタッチしたいと思います。ですので、レジュメも A4、1 枚という簡単なものに従って進めたいと思います。

本書は前書の『立憲国家中国への始動』以来、近代中国と日本人に関心を抱き続ける著者が、日本人が中華民国の誕生に対してとった反応について分析したものです。ただし、辛亥革命以後の歴史を革命史に回収して論じるのではなく、立憲国家の形成という視点から論じたところに本書の独自性があると思います。なぜなら、中華民国初期の憲法論に関する研究は意外と少ない上、立憲国家の形成という視点から見ると、袁世凱や北京政府ないし孫文らによる護法運動の対象である臨時約法の位置づけの見直しなど様々な歴史観の見直しが行われるからであります。

ちなみに歴史雑誌に掲載された論文を組み立てる形で形成された前書とは異なり、本書は基本的に第 1 章以外は書き下ろしとなっております。そのために極めて一貫性の高い構成になっているかと思えます。

内容要約

それでは、より踏み込んで本書の意義や課題を述べる前に、簡単に本書の内容をまとめたいと思います。

まず、序論です。著者は 100 周年を迎えた辛亥革命の国際会議で、テーマの重要性にかかわらず、あまり強い刺激を受ける内容がなかったと指摘した上で、自らの視角を次のように述べます。「1911 年から中国で起きた政治変動は、「辛亥革命」よりは、「中華民国の誕生」という言葉で表現の方がより適切であろうと、私は考えているが、その中華民国の誕生は同時代の日本人に、いま考える以上の衝撃を与えたのではないだろうか」(4 頁)。このように述べた上で、次に著者は前書への書評に答える形で前書と本書との関係性を述べます。すなわち前書で著者は辛亥革命ではなく、中国における立憲国家の形成という観点から、清末・中華民国初期の政治史を連続的

に捉える見方を提示されました。しかし、臨時政府組織大綱、臨時約法の制定過程や基本法としての評価、さらに中華民国の政治的統合に向けての効力といった問題は、日本や日本人との関係も含めてそれ自体独自で検討されるべき重要な課題であると、著者の曾田先生は指摘されます。そして、その課題を実践したのが本書になります。

そして、中華民国の誕生に対して同時代の日本の学者たちの一部、内藤湖南、浮田和民、立作太郎、白鳥庫吉、末廣重雄、吉野作造の反応を簡単にまとめることで第1章から始まる本文の導入となっております。

続く第1章冒頭で著者は、臨時約法の制定過程には、副島義一（早稲田大学教授）や寺尾亨（東京帝大教授）といった日本人法学者が関与したこと、ないし関与の具体的内容に対して先行研究の関心が欠如しており、特にその関係で宋教仁主導説そのものの再検討を行う必要性を提示しております。

1911年10月に辛亥革命が勃発すると、犬養毅や頭山満の他、寺尾や副島を含む日本人が大挙して中国に渡ります。上海に到着したばかりの寺尾と副島は臨時政府組織大綱の欠点として、目下の状況では大総統は広範な権力を有し、参議院は諮問機関としてその方針を補助する程度の役割を担うべきであると指摘します。また彼らは、宋教仁が総裁である法制院の顧問に就任します。

宋教仁は法制院の総裁として臨時組織法案を起草して参議院に提案しますが、それに日本法学者の寺尾と副島が関与します。彼らは臨時約法の草案に関わる中で考えを変え、例えば副島は「公平でない専制好きの大総統」、寺尾は「野心を有する大総統」というように、袁世凱が大総統となることを警戒して——ちなみにこのように人物を念頭に置いた立法を「対人立法」というふうに著者は言います——大総統の権限を制約して議会の権限を強くしようとしました。しかし、臨時約法の原案となったのは参議院起草委員会起草の臨時約法案の方であって、臨時組織法案は参議院によって返却されます。ただ大総統制に加えて臨時組織法案の内閣制の要素も部分的に取り入れられることによって、臨時約法の性格は曖昧なものになったと著者は指摘します。

続いて第2章では、臨時約法の公布と統一中華民国の成立以後の中国政治を第二革命という視角ではなく、臨時約法の下での制度編成と、政策の立案や施行を巡る臨時約法の運用という視角から分析を行います。

第1章で得られた知見をもとに、著者は「臨時約法に関しては、これまで内閣制を採用した基本法として理解されてきたが、実際には大総統制を基本とし、内閣制の要素が混入していた。この臨時約法のもとでの内閣としては、政党内閣、混合内閣、超然混合内閣、超然内閣といった各種の形態のものが編成可能であったし、同時代の中国人を何よりも憂慮させたのは短命内閣の頻出であり、それによる政治の不安定であった」（57～58頁）というふうに言います。政治の不安定の起因を袁世凱という人物の反動性や彼の大総統政治の追求のみに求めるのではなく、臨時約法における内閣規定を分析する必要性を提起します。

さて、袁世凱大総統就任の直前の頃の中国の新聞は、イギリスと日本の新聞報道を対照的に論じていました。臨時約法公布時点では『民立報』という中国同盟会系新聞でさえ、中華民国の統一を最優先課題として報道していました。革命の勝利を鼓吹した日本の新聞の祝意は逆に「弔意」

となつてしまい、未来の日中関係に悪い関係を生むことを予想しております。実際に日本人の一部は革命を引きずり袁世凱批判を継続していると、中国の新聞ではみなされていました。

さらに宋教仁の殺害に続く改革借款の調印によって袁世凱政権と国民党の対立が激しくなると、日本の新聞論調の大勢は、第二革命直前の頃の『大阪朝日新聞』（『大阪朝日』）を例外として、袁世凱への感情的・倫理的批判と国民党・南方革命勢力への同情・支援に傾いていきます。もちろんこのような大勢を形成した言動に対して批判を展開した知識人もいました。例えば、数少ない冷静な中国観察者として浮田和民がおり、日本社会の排袁感情を刺激する感情論に反対しています。そして浮田は国会で起草が行われていた天壇憲法草案に対して、衆議院の大総統による國務総理任命に対する同意権と、國務院に対する不信任決議案を批判、すなわち行政府の強化を重視します。また末廣重雄も日本の新聞の「情による対処」を批判しました。

以上のような日本での議論に見られる問題を含めて、臨時約法の基本法としての欠陥の指摘や、解釈の変更あるいは条文の修正の提案は、実は早い時点から中国では行われていました。参議院による國務員不同意問題に典型的に見られる組閣の困難などがあって、同盟会・国民党系の新聞を含めて臨時約法には種々の矛盾する点、例えば参議院の大総統弾劾権を認めていながら大総統の参議院解散権を認めていないなど、修正すべき点があることを早くから認識していたわけです。

しかしながら著者は、「宋教仁の殺害と改革借款の調印強行による第二革命の勃発は、臨時約法の修正論をふまえた正式憲法制定による中華民国の法制整備と政治の安定という道筋を閉ざすことになったのである」（91頁）というふうな解釈を下します。

続く第3章では、いわゆる新約法期の袁世凱政権と日本との関係を扱います。袁世凱はグッドナウと有賀長雄といった外国人顧問を利用して、天壇憲法草案への批判を展開しますが、その中心は議会による大総統権限の制約でありました。天壇憲法草案をめぐる国内の対立状態を解消せず、袁世凱は国民党の解散と国会議員の資格取り消し、国会解散を行うとともに、増修提案に基づいて新約法を1914年5月に設定し、議会による制約を極力縮小し、しかも内閣制の要素を取り入れます。ただし新約法が大総統独裁という内容を有していたからといって、中華民国が立憲国家として成熟する道筋が途絶えたわけではなかったと著者は指摘いたします。

新約法の制定後、絶頂期を迎えた袁世凱政権に対していかなる関係をとる結ぶかは、日本にとって重要な問題でありました。相変わらず日本の新聞は袁世凱に不信感を抱いており、大総統に権力を集中した新約法の公布に対して、君主制と同じとの非難が大勢を占めます。

続いて著者は二十一カ条交渉に対する日本人の反応を、衆議院での論戦や新聞雑誌での言論を通じて詳細に分析いたします。やはり、衆議院の論戦では、加藤高明外相が袁世凱政権を前提に対中国外交を進めること自体に反対である、との議論が大勢を占めます。例えば小川平吉とか菊池武徳とかの議論であります。一方でジャーナリストの松井柏軒や石河幹明のように袁世凱政権の存在を前提とする議論もあったと言います。

また、袁世凱政権の存在を前提とする外交交渉という政府の基本方針に明確に異を唱えていたのが、民間の内田良平ら対支聯合会であり、臨時約法草案作りに関与して新約法を批判した寺尾や副島も、対支聯合会と同じような立場に立っていました。

さらに学者たちの論評を取り上げると、ともに第二次大隈内閣の成立を歓迎した吉野作造と浮田和民も、二十一カ条要求をめぐる交渉については評価が異なっておりました。浮田と違って吉野は基本的に政府支持の立場にあり、第5号の要求は堅持という姿勢さえ示しました。相手側の中国政府に対しては、大総統である袁世凱の人格的な批判にまで踏み込んだのであります。それに対して浮田は、新聞・雑誌に見られた世論の高揚の危険性を指摘するとともに、二十一カ条要求や交渉方法そのものに対しても批判的でありました。

続く第4章では、袁世凱による帝制復活問題とそれに対する日本政府の政策や世論の反応を分析します。

袁世凱の帝制復活の動きに大きな影響を与えたのが、当時の日本における対中国政策や世論の動向でありました。加藤高明外相が閣外に去った改造大隈重信内閣では、南方共和派の援助を主張する尾崎行雄法相や旧国民党系の閣僚の影響力が増し、帝制延期勧告へと傾いていきました。この改造大隈内閣が採用した当初の政策は、袁世凱政権の倒壊を何よりも優先する内田良平の意見とは一致するものではなかったのです。

さらに1915年末の護国軍蜂起に対して、日本政府は事実上それを支援する政策を採用しました。日本の民間での言論も、帝制復活への批判から、袁世凱の政権からの排除へと変化します。「国民外交」を標榜する国民外交同盟会・国民議会なども「名分論と現実論の両面」から帝制復活に反対し、前者の幹事である副島は、袁世凱排除と南方勢力との提携にまで踏み込んでいます。このような袁世凱排除と南方勢力支援の言論を展開する上で典型的な動きをしたのが『大阪朝日』だったわけです。

ただし日本のジャーナリズムの全てが、このような論調だったわけではなく、東亜同文会発行の『支那』や、『日本及日本人』の中野正剛などは、『大阪朝日』と異なる主張を行っております。

学者の議論においては、吉野や末廣重雄など内政不干渉の原則から日本政府の帝制延期勧告に対して批判的な意見もありましたが、末廣でさえも事態の推移によって、袁世凱排斥に関わらざるを得なくなっていくます。また、たとえ袁を排斥するにしても、いかに中華民国の再統一を実現するのかという難問に学者たちは直面せざるを得ず、内藤湖南・矢野仁一・吉野作造間の論争のように意見が分かれたわけでありました。

袁世凱死去後の段祺瑞政権において、第一次世界大戦への参戦問題をめぐる段祺瑞國務総理と黎元洪大総統の対立と、それへの日本の世論の反応を分析したのが第5章になります。

著者は参戦問題を見るにあたって、「さらに注意しておくべき点は、参戦の決定には、単に政治指導者間の対立だけではなく、復活した臨時約法のもとの統治諸機関の権限とその行使という法制上の問題が関係していたことである」(183頁)と言います。言い換えると、中国の参戦問題をめぐる段祺瑞國務総理と黎元洪大総統との「軋轢発生の根本的な原因として注目すべきことは、人物の良し悪しや孫文らとの関係性ではなく、大総統制と内閣制をめぐる臨時約法の規定の曖昧さである」(194頁)ということになります。

この中国参戦問題を巡る当時の日本のジャーナリズムの報道は、概して中国の参戦に反対でありました。参戦問題を巡る『大阪朝日』の記事はさらに中国の内政にも深入りし、段祺瑞（國務

総理)と黎元洪(大総統)の対立においては異常なまでに黎元洪に肩入れすることになります。また『大阪毎日新聞』(『大阪毎日』)も中国参戦への反対の姿勢が強かったわけですが、それは中国の参戦条件として伝えられた関税率引き上げに反対だったからであります。実質5分へと関税が引き上げられた場合、紡績業・綿織物業など、日本の対中貿易は「多大な打撃」を受けると指摘しておりました。もちろん中には津村秀松のように、関税改正に積極的に賛成する議員もあったわけです。

一方、学者の議論においては、吉野作造は参戦問題が生じた時期の「軍閥」と「国会」の対立の根本にあるのは「現状維持派」と「現状打破派」という二大勢力の抗争であって、前者は旧進歩党系の政治家と官僚・督軍、後者は国会を地盤とする「民党」に措定されていたわけです。ただし、両派の争点は専制か立憲かではなく、いかなる立憲を実現するかにあるとします。両派の基本的な対立軸を憲政の内容に置いたのは吉野の慧眼によりますが、著者は「臨時約法は、各国務員の任命に対する議会の同意権の設定や議会解散規定の欠如によって、権力の均衡を著しく欠くという欠陥を有していた」(210頁)ことに、1917年当時の吉野作造は思いが及んでいないと指摘されます。

第5章で分析した参戦問題は、広東軍政府の成立というように南北の分立状態を引き起こしますが、いったん寺内内閣の成立まで遡って、中国の南北問題に対する寺内内閣の政策と中国の新聞報道を扱ったのが第6章になります。日本のジャーナリズムや学者に関する分析は、第7章に譲られることになります。

前内閣の大隈内閣が、中国国内の政争に深入りして排袁政策を取ったことを批判し、カッコ付きの「内政不干渉」を掲げた寺内内閣の成立当初、『申報』や『大公報』といった中国側の新聞は好意的に報じました。しかし、寺内内閣が援段政策に踏み切ると、臨時外交調査委員会の席上で原との間で意見が衝突するようになります。そして、そのことを中国の新聞は中国社会に伝えているわけです。原はこれまでの「偏狭な対人本位」を捨て去り、中国の民衆に対して大局上から中華民国との改善方法を研究するよう求めます。また、第40議会での論戦も『申報』の「東洋通信」などが報道しますが、尾崎行雄や今井嘉幸は、南方勢力への高い評価と政権掌握の将来的見通しをもって寺内内閣の政策を批判いたします。

中国の南北間の戦闘の帰趨が明らかになった1917年末頃から、寺内内閣は援段政策から南北調停へと対中国政策を変更いたしますが、結局南北の協定が実現しない内に原内閣が誕生します。中国の新聞は原内閣の新しい中国政策を伝えます。

中華民国初期の中国の新聞は、日本の新聞に掲載された記事を参考にしただけでなく、時には日本の新聞そのもの、あるいは掲載されている記事に対して批評することがありました。日本の新聞は、単純な対立関係を設定して中国の政争を描くばかりか、概して南方の勢力に対して好意的でありましたが、例えば『大公報』は、袁世凱政権に対する日本の新聞の悪意に満ちた報道を批判します。また、『申報』を通じて南方派、特に孫文たちの勢力に対して肩入れする傾向の強い新聞として、『東京朝日新聞』(『東京朝日』)や『大阪朝日』は中国社会に捉えられていたわけがあります。

第6章と対となる形で、同時期の日本のジャーナリズムに対し学者たちの言論を分析したのが第7章であります。その際、吉野作造のような日本の学者たちの臨時約法に対する評価の変化に著者の関心は注がれることとなりますが、それは変化が見られた学者たちの臨時約法に対する評価を読み解くことによって、臨時約法が中華民国統合の基本法となりえなかったことの要因を改めて理解することが可能と考えるからであります。

中国政治に対する個性的で明確な主張を展開していた『大阪朝日』の記事を、著者はまず分析します。もともと中国内政への介入姿勢が強烈な『大阪朝日』は、寺内を袁世凱と同一視することで、寺内内閣を批判するとともに、その裏返しとして大隈内閣を賞賛します。中国の南方勢力を「民党」とし、その進歩性を評価する『大阪朝日』にとって、寺内内閣も中国の段祺瑞政権も非立憲的な点で同質でありました。よって寺内内閣の援段政策は「軍閥と軍閥の提携」とされます。ただし広東軍政府が改組された後の記事では論調は変化し、護法勢力の実力に懐疑的にならざるを得なくなりました。

次に著者は前述した南北問題を巡る内藤湖南・吉野作造・矢野仁一の論争に対して、本格的な分析を行います。

南北妥協への助力を主張する内藤と矢野に対して、吉野は南方の勢力の将来性を高く評価し、それへの助力を提唱いたします。ただし、吉野の「二大勢力論」、すなわち「現状維持派」と「現状打破派」の二大勢力は、立憲国家の建設と憲政の実施という共通の舞台に立っていたと著者は判断します。すなわち「吉野はこの二大勢力の対立軸を専制か立憲かにではなく、いかなる憲政を実現するかにおいていた」のであります(271～276頁)。

もちろん吉野も寺内内閣中期には南北妥協論に踏み込みますが、臨時約法ではその統合を実現することはできないという新たな認識を獲得することになります。

また、援段政策を行う寺内内閣の関係者や、雑誌上の一部の論者は、臨時約法に対して批判的な言論を展開し、臨時約法への期待は消滅いたします。辛亥革命以来、南方革命勢力を支援し続けた副島や寺尾も、臨時約法に対する評価を失うように変化するに至ったのです。

そして、著者は最後に結論においてまとめを行いつつ、次のように述べます。著者は、改めて「北京に中央政府が存在していた中華民国前半期の政治的非統合の象徴である南北対立の根本的原因には、臨時約法の諸規定や、それに対する理解が関係していたのである。こうしてみると、中華民国の統合を支える基本法という視角からの臨時約法に対する評価の重要性が浮かび上がってくるし、同じ視角からの新約法の再検討という課題の必要性も明らかになってこよう」(300～301頁)として、本書の視角とその必要性を強調します。

このように考える著者は、中国の南北対立を立憲対専制といった革命史観的図式ではなく、「立憲国家形成の二つの道程」——これは吉野から来たわけですが——この「立憲国家形成の二つの道程」という存在を発見した吉野作造は、中華民国の統合を視野に入れた南北妥協論を提示することができたと同時に、臨時約法の欠陥にも眼が及んでいたことを指摘します。そして、臨時約法の草案作りに関与して南方勢力に肩入れし続ける寺尾と副島も、結局は臨時約法に対する評価を失ったとして、本書を終えられることとなります。

重要な指摘

以上長々と本書の内容をまとめてきましたが、これからは、本書を読んで評者が感じたことを中心に述べていきたいと思います。ただし、私は日本近代史の一部の狭いことしか研究しておりませんので、個人的に興味を持ったことに話を引きつけて、2～3 述べたいと思います。

まずは、やはり「立憲国家形成の二つの道程」ということであります。本書のモチーフの一つは、中華民国初期における南北対立を専制対立憲という革命史観的図式に回収することなく、吉野作造の言説を用いて「立憲国家形成の二つの道程」として描くことにあると思われま

す。すなわち、著者は袁世凱による国会解散をその専制性に帰すのではなく、臨時約法（旧約法）の欠陥、すなわち大總統制と内閣制の混在に帰すわけです。よって新約法の制定も袁世凱の独裁政治の志向性によるものではなく、旧約法の欠陥を修正するものとして解釈されるわけです。これは今までの先行研究の解釈と大きく異なるものと思われるわけです。

当然著者は、「宋教仁の殺害と改革借款の調印強行による第二革命の勃発は、臨時約法の修正論をふまえた正式憲法の制定による中華民国の法制整備と政治の安定という道筋を閉ざすことになったのである」（91 頁）と述べるように、臨時約法の欠陥の修正という可能性を閉ざしたものとして、第二革命の評価を反転させます。さらに著者は、「辛亥の年に続く革命の歴史として第二革命をもち上げることは無意味」（91 頁）とまで言い切ってしまうわけでありま

す。このような著者の視角は、国民党政府による全国統一以前の北京政府に対する近年の再評価という研究史的流れの一環を形成するものと思われま

すが、その中でも先行研究に対する反転の鮮烈さに評者は強い印象を抱きました。また、コロンブスの卵と同じく、言われてみれば確かにそうだという感想も抱きましたが、それは本書の論旨や蓋然性が高いからだと思われま

す。よって、袁世凱が正式の大總統に選出される際に、兵力で国会に圧力をかけたことも、臨時約法の手続きをたとえ形式的にでも守らざるを得ないという拘束ないし強迫観念があったことを意味するかと思いま

す。袁世凱死去後に北京政府の実権を握った段祺瑞も、新国会の成立を行わざるを得なかったことが 240 頁で指摘されていますが、このような動きも約法＝憲法を無視し得ない表れかと思いま

す。こう考えてみると、袁世凱が約法＝憲法ないし共和制という枠組みを無視して帝制復活に踏み切った時、ないし張勳が復辟を画策した時に、彼らが一気に没落することになった理由もよくわかります。「独裁的」とよく言われる新約法下の大總統と、皇帝とは、やはり決定的に違うものなのではないかということ

られておりましたが、そのような陸軍参謀本部の動きを下支えするような、広範な、カッコ付きの「世論」が存在したことを、膨大なメディア分析から明らかにしたことは、貴重な研究成果であろうと思われます。

ちなみに二十一カ条要求に対する日本人の反応を詳細に分析した箇所において、やはり加藤外相が袁世凱政権を前提に対中国外交を進めること自体に反対であるという議論が大勢を占めるわけですが、一方でジャーナリストの松井柏軒や石河幹明のように袁世凱政権の存在を前提とする少数意見が存在したと、119～121頁で著者は指摘されておりますが、これも極めて興味深い事例だと思います。特にこの石河幹明というのは、福沢諭吉『脱亜論』の事実上の執筆者とされている人物でありまして、それを考えあわせると、アジア主義的な心性と『脱亜論』的な心性の差が、袁世凱を道義的に見るかどうかの分岐点になるのかもしれないというふうに感じております。

3番目に著者が指摘された重要な点として、日本人の袁世凱批判と日本国内の藩閥政府批判が一致する点であります。

著者は在野の日本人が中国の革命勢力を支援した理由として、「藩閥政府に対峙している自らと革命派を二重写しにしたから」という『岩波講座 東アジア近現代通史』3（世界戦争と改造1910年代）（和田春樹ほか編、岩波書店、2010年、23頁）の説を支持されます。よって、著者は「国会に勢力をもたすことが支那憲法の最大急務」とした副島義一の主張から、副島にとっての当時の日本の政治課題が、中国の課題としても重ね合わされていたと、48頁では指摘されます。また174頁では、大隈内閣が排袁政策、すなわち袁排除と南方革命勢力支援に踏み切ったのも、大衆的な人気を背景とした大隈内閣が社会のなかの言動の影響を受けやすいからだとされております。

特にそのリンクが顕著に現れる事例として、著者は寺内内閣に対する『大阪朝日』の姿勢をとりあげます。『大阪朝日』は寺内を袁世凱と同一視することで、寺内内閣を痛烈に批判するとともに、その裏返しとして大隈内閣を賞賛しました。また、寺内内閣の援段政策を「軍閥と軍閥の提携」と批判したわけでありまして、このような「内政と外交の区別を留意しない『大阪朝日』の姿勢」を見ておきますと、米騒動期の白虹事件を予期させるものがあります。このような視点は、日本と中国の両方のメディアを見て、日本の国内問題と中国の憲政の問題の両方を扱うことによって獲得された視点と言えると思います。

次に第4の点は、私の個人的な興味関心に引きつけてでありますが、本書を読みまして、第一次世界大戦中における、いわゆる自主外交論が非常に根強いという印象を受けました。従来の日本史の先行研究では、アジアにおけるヨーロッパの勢力が後退するという好機を捉えて、日本の在野のみならず政府においても自主外交論、これはアジア・モンロー主義的な言説といったものになりますけれども、その影響力は上昇することが指摘されておりました。ただし、そういう部分的な指摘ではなくて、メディアにおける広範な言説分析において示したのが本書の成果の一つかと思えます。

著者は、寺尾ないし副島の自主外交＝アジア・モンロー主義的な言説を、例えば寺尾による「ど

うか東洋から白人種の政治的勢力を駆逐したいのである。東亜は東亜人の東亜である、欧羅巴人、亜米利加人の東亜でない、斯ういふことにしたいといふ大なる希望がある」という言説を取り上げておられて、非常に興味深いものがあります。また 119～120 頁にかけては、菊池武徳の犬養批判を取り上げるわけですが、その中で「東洋ノ「モンロー」主義」的な考えへの批判とか、中国の『申報』の「日本式之門羅主義」という記事のような、中国新聞の日本のアジア・モンロー主義への警戒心も拾い上げておられます。

国民外交同盟会の規則第 1 条が「自主外交の本義に拠り挙国一致対外政策の基礎を確立し対支問題の根本的解決を期する」であるとか、また長島隆二は衆議院で、大隈内閣が帝制延期勸告を英露両国と共同で行ったことを批判して、日本単独で勸告すべきであったとし、その理由として日本はそれをできる力を有しているからとした事実なども指摘しておられます。

このような、いわゆる自主外交論に関しては、尾崎行雄が閣議で排表政策を主張した際に、その主張の背景に自主外交論があるということは先行研究でも触れられているわけですが、このような自主外交論議＝アジア・モンロー主義的な議論が中国参戦問題にも現れているということをお書では示されていて、言われてみれば当たり前なのかもしれませんが、やはり興味深い指摘かと思えます。尾崎は、中国が講和会議に出席するにしても、事前に日本と調整し欧米列国の介入を回避する必要がある。すなわち中国が講和会議に出席するには、「東洋ノ大局ハ先ヅ支那日本ノ間ニ一致ノ成案」を得ておかねばならず、「亜細亜ノ問題ニ就テハ多ク欧米人ノ御世話ニナラズシテ、解決スルコト出来ルダケノ根柢」を築いておく必要があるという興味深い事実を指摘しておられます。

以上が個人的に非常に面白く、かつ重要と思った視点であります。

疑問・質問

続いて本書を読んで評者が感じた疑問、というよりも、どちらかというと著者の曾田先生にお尋ねしてみたい点をいくつか並べてみました。

まずは臨時約法と宋教仁の関係性であります。本書の 21 頁において、従来の先行研究においては宋教仁の主導性や寺尾・副島の貢献が自明視されており、検討を要するとおっしゃった上で、第 1 章を展開されるわけであります。そして、著者は結局、宋教仁・寺尾・副島の法制院の作った案は、臨時約法案でなくて、飽くまで臨時組織法案であって、こちらの方が内閣制を採用している。臨時約法案の方は参議院の起草委員会が起草していて、こちらの方は大總統制である。よって、宋教仁が指導したというわけではないけれど、それでもやはり宋教仁の主張の重要性は指摘された上で、出来上がった臨時約法が大總統制に内閣制の性格を加味したというか、一部加えたどっちつかずのものになってしまったために性格は曖昧なものとなり、それが以後のいろいろな抗争を生む、というふうにおっしゃっておられると思います。ただし、ちょっと揚げ足取り的な質問になってしまうのですが、第 1 章を読み終わりました、依然として臨時約法の制定に関して、孫文が大總統制を主張し、宋教仁が内閣制を主張し、日本人法学者が宋教仁の側を支持したという先行研究の大枠は揺らがないような印象を受けてしまうわけです。結局のところ、臨時約

法と宋教仁の関係性について、著者の曾田先生がどうお考えかを改めてお聞きしたいと思います。

次に2番目として、吉野作造と浮田和民についてであります。この本でやはり非常に面白いのは、吉野作造の二大勢力論でありまして、それによって著者は「立憲国家形成の二つの道程」という概念を導き出されるわけであります。吉野作造は民本主義を主張したことで従来の先行研究において重要視されるわけですが、一方本書で非常に面白いながら、途中でフェイドアウトしてしまう人物として、浮田和民が挙げられるのではないかと思います。実は浮田和民は今では忘れられた人物ではありますが、当時のオピニオンリーダーとして、吉野作造の前バージョンと言ってもよい人です。吉野作造は東京帝国大学の教授として、媒体としては『中央公論』に論文を発表して、民本主義を唱えるわけですが、主に1916年以降、影響力を発揮するわけです。かたや、1916年以前におけるオピニオンリーダーが浮田和民であります。彼は早稲田大学の教授で、雑誌『太陽』の主幹を兼ねて、研究史上では「倫理的帝国主義」という、「内には立憲主義、外には帝国主義」という概念を打ち出して華々しく活躍するわけです。それが、1916年以降は吉野に取って替わられて、急速に忘れ去られてしまう人物であります。

本書を読みますと、数少ない冷静な中国観察者として、日本社会の「反袁的感情」を刺激する干渉論に反対した浮田とか、臨時約法の欠陥とそれによる政治の弊害に気づいた浮田という点が浮かび上がってくるわけですが、途中からその浮田に替わって吉野が前面に出て来ることになって、果たしてこれはどうしてかという疑問がおこります。史料的に『太陽』において、中国問題を扱った記事が出てなくなるとか、それとも実は浮田はその後にも論説を発表し続けて、吉野作造と交錯するような言論活動をしたのか、果たしてどちらなのかという点について、曾田先生のお考えをお聞かせいただけたらと思います。

次に3番目が、袁世凱が帝制復活に踏み切った理由です。著者は、アーネスト・ヤングの『袁世凱総統：「開発独裁」の先駆』（藤岡喜久男訳、光風社出版、1994年）を引かれていまして、そこから袁世凱が「日本の意図が読めた」理由の一つとして、1915年8月というタイミングで帝制復活の動きが具体化したというふうにおっしゃっております。果たして直接的とまで言えるかどうかわかりませんが、袁世凱が帝制を復活するに踏み切る際に、日本の動向を注意深く、慎重に見ていたことは明らかだと思います。

問題は、そもそも何故袁世凱は帝制復活に踏み切ったのかということです。著者ご自身は、138頁で「この帝制復活の試みをどう評価するかは難しい問題であるが、少なくとも孫文中心史観に基づく袁世凱の人物論的な方法からは自由になるべきであろう」というふうに、慎重に断定を避けていらっしゃいます。それにもかかわらずお尋ねするのは、反則の嫌いはありますが、しかし改めて考えてみる必要があるのではないかと思います。

著者が全面に押し出されます「立憲国家形成の二つの道程」となりますと、袁世凱が最後まで臨時約法や新約法に拘束される側面が、どうしても強調されるわけです。しかし辛亥革命が勃発して数年、つまり帝制が終焉して数年の時期では、やはりその帝制ないし帝制派というのは根強かったのではないかと。もしくは帝制に逆戻りする可能性はなきにしもあらずという状態だったのではないかと。それは、袁世凱の帝制復活にも、張勳の復辟にも現れているのではないでしょう

か。ヨーロッパにおいても、例えばスペインなどでは 20 世紀半ばまで王党派が非常に強かったわけですが。革命が起きて、果たして憲政の道に不可逆的に進んでいくと捉えてよいのかという気もいたします。話を戻しまして、袁世凱が帝制復活に踏み切った理由について、敢えて今どういうふうにお考えであるかを、曾田先生にお聞きしたいと思います。

最後は、本当は日本史研究者も考えないといけない問題ですが、日本の新聞が袁世凱を道義的に非難するという問題であります。日本では袁世凱に対して道義的な非難に終始するのが大勢を占めることは、著者が膨大なメディア分析によって裏付けられたことでありますが、果たしてこれがどこから来るのかということでもあります。本書が示された様々な史料ないし他の研究から見て、三つの理由が考えられると思います。一つ目は、袁世凱が清朝廢滅の張本人というか、宣統帝溥儀を退位させたことであります。例えば本書では、154 頁から「袁が宣統帝を措いて自ら皇帝たらんとする如きは道義上許すべからざることたるのみならず、再び支那を混乱に陥らしめる」ということを『東亜先覚志士記伝』中（黒龍会、明治百年史叢書第 23 卷、原書房、1966 年）から引いておられます。これは亀井陸郎ないし青木宣純の反対理由として述べられておりますが、実は青木宣純は、前述したように、「我々ハ公德上最早斯ノ如キ卑劣漢ヲ助クル能ハス」と別の史料では言っております。また、宋教仁暗殺の首謀者だからという史料もあり、さらに、袁世凱の甲申政変期から日清戦争期にかけて日本に対抗した経緯から袁世凱に対し信用がないという史料も確かなものだと思います。多分日本が袁世凱に対して道義的・感情的に反発するというのは、こういう三つの理由以外に、それ以外の理由も折り重なって形成されたのかもしれないのですが、袁世凱を道義的に非難する理由をどのようにお考えなのかを、お聞かせいただけたらと思います。

本書をどのように受け止めるべきか：これからの課題

長々と述べてきましたが、最後に、本書が出たことによって、日本近代史を研究する私がどのように受け止めるべきかということについて述べたいと思います。自分を含めたこれから学界の課題として、とりあえず 3 点挙げておきたいと思います。

第 1 の点は、曾田先生の前書をめぐるシンポジウムでも指摘されたことかと思いますが、やはり再度指摘したいのは比較憲政史・憲法史という視点でございます。本書にはいろいろ考えさせられる材料が提示されておまして、例えば、日本近代史を研究している私からしますと、臨時約法には内閣という言葉がないために、国務員が臨時大総統を個々に補佐することになっていることを、66 頁ではおっしゃっているわけです。日本近代史の人がこれを読んですぐに思いつのが、大日本帝国憲法の第 55 条の国務大臣の単独輔弼制であります。国務大臣は内閣でなくて、個々に天皇を輔弼する規定があるわけですし、これに非常に類似していると感じるわけです。また 108 頁や 114～116 頁において、グッドナウと副島義一という 2 人の袁世凱顧問の憲政観を取り扱われたのですが、この 2 人は日本の天皇と新約法下の大総統の権利をほぼ同等とみなすという意識を共有していながら、その価値観は 180 度反対であるというふうにおっしゃっております。これもまた、そもそも大総統と日本の天皇を引き比べる発想があること自体が非常に面白く感じました。また、166～167 頁では、矢野仁一という人物が取り扱われておまして、矢野は内田良平の

ように騒乱を利用する政略には反対であるけれど、民意に名を託するのときの専制君主政体を容認するという興味深い意見を出しているわけです。この矢野仁一という人は京大の東洋史の先生で、この後、満州事変の際に満州がいかに日本と関わりの深いものかということ、カッコ付きであります、歴史的に研究して外交上それを訴えるということをした人物でありまして、無視できない人物であります。

結局のところ、日本が一方的に中国に対して憲政の面で影響を及ぼしたというのではなく、同時代的に日本と中国、ないし併合前の朝鮮が憲政についての問題を共有した、つまり同時代性を帯びていたという視角をもって研究していくということが必要であり、それは比較憲政ないし憲法史的な視角から獲得できるのではないかと思います。

次に、第一の点と密接な関係にあります、憲政ないし政治制度の視点を織り込んだ外交史がこれからは必要なのではないのかなと考えております。すなわち、憲政ないし政治制度が重要な外交的争点となりうるわけであり、例えば、この時期の中国に関して言えば、辛亥革命の際のいわゆる新政府承認問題がありまして、その承認をいつするのかということ自体が大きな問題であります。結局アメリカが抜け駆けで単独承認するわけですが、それに関して当然研究はありつつも、外交史研究者はやはりこういうことには興味がなくて、こういうことに興味がある人は逆に外交史をやらないという傾向があると思います。

このような政体や憲政ないし政治制度の問題は、第一次世界大戦後になりますと、益々重要性を帯び、さらにその政体を海外に輸出して押し付けることも見られるわけであり、また、第一次世界大戦以後でなくても、辛亥革命の際に、言論人である徳富蘇峰が、共和政体＝黒死病（ペスト）と捉えて、中国で共和政体が誕生すると共和政体が他の国にも及ぶというようなことを言っていたりしています。以上の例からも窺えるように、政体の問題、ないし政体の視点を織り込んだ外交史が、これからは必要ではないかと思います。

最後は、比較メディア史ともいべき領域についてです。本書では、上海発行の『申報』や天津発行の『大公報』のみならず、『民立報』や日本国内の諸新聞、特に『大阪朝日』や『大阪毎日』を、博搜と言ってもよいほど使われております。それも全集や選集には収録されていない時論や談話があるということで、できるだけ発表された当時のものを使用されるという、非常に大変な作業をされているわけであり、また、一方で同時代に生きた複数の学者を取り上げて、意見の対照化という作業を行われているわけであり、これは非常に大変な作業であります。例えば津田左右吉のように、何度も何度も書き直しをする人の言説を全集で見ていると、どうしても危ないというか、同時代に読まれているテキストと何十年後に書き直されたテキストを同一視してしまう危険性がある。それを著者は、できるだけ同時代のものを使用されているわけで、そのような作業をされた結果、興味深いことを指摘されています。例えば、私が非常に興味深いと思いますのは、222頁です。ここでは、『申報』と『大公報』の違いを情報収集の方法と能力から述べていて、『申報』が日本駐在の記者からの記事の他、国内では英語新聞からの情報を含めて紙面を構成しているのに対して、『大公報』は日本の新聞に依存する傾向が強かったということを指摘されています。研究がここまで踏み込んでいくと、これからは史料面では大変なことではあ

りますが、新聞の記事をフラットに言説を分析するのだけではなくて、より深く掘り下げて、いわゆるニュースソースとか、通信社の問題とか、そのような動きにまで踏み込んで分析されることがこれからの課題ではないかなと思います。

以上雑駁な話で申し訳ございませんが、発表を終わらせたいと思います。

水羽信男：

大変重要な問題をいくつも提起していただいたと思うのですが、最初に申しあげましたように、これからの時間では、ごく簡単な字句の確認などに限定して質問をお願いします。どなたか、何かございますか。特にないのであれば、次の金子さんの報告に入っていきたいと思います。全体の討論のところで、もしまた思い出したことがあれば、個別に千葉さんのほうに質問していただいてもと思います。